

自動販売機設置事業者募集要項

公益財団法人愛知県都市整備協会（以下「当協会」という。）が管理する小幡緑地において自動販売機を設置して事業を行う者（以下「事業者」という。）を次のとおり募集します。

1 目的

公園利用者サービスの向上を図ることを目的とします。

2 応募資格要件

応募者に要求される資格は、次の要件をすべて満たす法人又は個人とします。

- (1) 法人にあつては愛知県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては愛知県内で事業を営んでいること。
- (2) 愛知県暴力団排除条例（平成22年条例第34号）第2条第1項第1号から第3号までに規定するものに該当する団体又は個人でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをした者でないこと。

3 募集及び受付等

(1) 募集期間

令和6年8月26日（月）から令和6年9月20日（金）まで

(2) 応募方法及び応募書類の受付等

ア 応募方法

応募を希望する者は、別紙「自動販売機設置提案書」（以下「提案書」という。）をウの受付場所に提出してください。なお、郵送による場合には、募集期間内に必着するように送付してください。

イ 受付時間

募集期間内の午前9時から午後5時まで。ただし、土曜・日曜・祝日は除きます。

ウ 受付場所

〒453-0016名古屋市中村区竹橋町36番31号（旧中村区役所庁舎2階）

（公財）愛知県都市整備協会 管理部管理課

電話番号052-756-2130（ダイヤルイン）

4 自動販売機設置場所等の概要

公園名 小幡緑地

住所 愛知県名古屋市守山区大字牛牧地内

設置場所 芝生広場A南トイレ横（別紙資料1参照）

台数 1台（予定）

大きさ 自動販売機：幅150×奥行80×高さ200（cm）以内（ゴミ箱含む。）

販売品目 飲料水等

5 設置条件等

- (1) 委託販売手数料は、以下の計算に基づき当協会にお支払いいただきます。
(振込手数料は事業者負担です。)
$$(\text{売上額 (税込)} \times \text{手数料率 (25\%)}) \div (100\% + \text{売上に係る消費税率}) \times (100\% + \text{委託販売手数料に係る消費税率}) = \text{委託販売手数料}$$
- (2) 設置期間は、令和7年3月31日までとします。ただし、期間満了の1ヶ月前までに当協会又は事業者から異議の申出がない場合は、同一条件をもって1年間更新されるものとし、以後は同様の取り扱いとします。
- (3) 自動販売機は、省電力機器にしてください。
- (4) 防犯対策は、効果的なものを必ず設置してください。
- (5) 自動販売機には、転倒防止策を施してください。
- (6) 電気配線・土台設置・ゴミ箱設置等の設置費用について、全て事業者の負担とします。
- (7) 自動販売機に関する電気代及び占用料は、当協会負担とします。
- (8) 事業者自らが商品の納入及び管理をしてください。
- (9) 売り切れの発生により、利用者に不便をかけることなどのないよう、商品の補充及び品質の管理に万全を期してください。
- (10) ゴミの回収については、一週間に一回以上行き、周辺に散らばることのないようにしてください。
- (11) 契約を解除した際には、自動販売機を速やかに撤去するものとし、事業者の負担により設置場所を原形に復旧してください。
- (12) 災害・緊急・救急時における利用者対策、Wi-Fi等の利用者の利便性を備えた付帯的な機能や当協会が実施するイベントへの協力・ボランティア活動等公園運営に寄与する効果的な提案があれば提案書に記載してください。
- (13) 設置時期は、令和6年10月末頃を予定しています。

6 その他

- (1) 応募された提案書を審査のうえ、事業者を選定します。
- (2) 提案書の作成に係る費用は、応募された者のご負担となります。なお、提案書等は返却いたしませんのでご了承ください。
- (3) 選定結果については、募集期間終了後2週間前後で文書にて発送通知します。なお、口頭・文書等による情報開示は行いません。